

病 欠 証 明 書

学 校 名	石 川 県 立 津 幡 高 等 学 校
ホー ム ・ 性 別 ・ 年 齢	H 番 男 ・ 女 年 齢 歳
氏 名	
住 所	
<p>病 名 _____</p> <p>上記の疾病により平成 年 月 日より 月 日まで 日間の</p> <p style="text-align: center;">要する</p> <p>休養を ことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">要した</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 医 療 機 関 名 電 話 番 号 医 師 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	

但し、この証明書は学校感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

* 学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条より）

	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3 日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと医師が認めるまで
	その他の感染症：溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）など	条件によっては、出席停止などの措置が必要になりうる感染症

